

3・11以降の原発に関する主な出来事

2016・9・9 作成 放射NO!会議in鳩山

年	月	日	主な出来事	
2011年	3月	11日	午後2時46分、三陸沖を震源にマグニチュード9.0の地震発生。大津波が東日本沿岸を襲う。 東京電力福島第1原発1、2号機の緊急炉心冷却システムが動かず。 半径3キロ圏内に避難指示。半径3～10キロ圏内に屋内退避指示。	
		12日	第1原発1号機で水素爆発。避難指示を半径20キロに拡大。第2原発から半径10キロにも。	
		14日	第1原発3号機で水素爆発。2号機で原子炉内の水位が低下。燃料棒が露出し、炉心溶融も	
	4月	15日	第1原発2号機で爆発音。圧力抑制室が損傷。4号機で水素爆発らしき火災。半径20～30キロ圏内に屋内退避指示	
		25日	第1原発の半径20～30キロ圏内の住民の自主避難を国が要請	
	5月	4日	第1原発の低濃度汚染水を海へ放出開始。	
		22日	第1原発の半径20キロ圏内に警戒区域に。20キロ圏外でも計画的避難区域、緊急時避難準備区域を指定。	
		6日	菅直人首相が浜岡原発の停止を要請	
	7月	12日	第1原発1号機でのメルトダウンを東電が認める。24日には2、3号機でも認める。	
		15日	計画的避難区域の福島県飯館町、川俣町で住民避難開始。	
		7月	電力使用制限令を発動、「夏の節電」始まる	
		8月	5日 原発避難者特例法成立	
10月	10日	国が除染方針。年間1ミリシーベルト以上の地域を除染		
12月	16日	野田首相が第1原発事故の「収束」を宣言		
2012年	4月	1日	福島県田村市と川内村の警戒区域解除。16日には南相馬市の警戒区域と計画的避難区域も解除。	
		5日	泊原発の点検入りで稼働停止。42年ぶりに原発「0」に。	
		6日	9日 政府が大飯原発の再稼働を決定。「国民生活を守るため再稼働」と野田首相。7月1日に3号機再稼働	
	6月	9日	福島県が第1原発事故による県民の外部被ばく線量が最高で25.1ミリシーベルト(推計)と発表。	
		20日	東電が第1原発事故の最終報告書を公表。想定を超える津波が主原因と結論。	
		28日	東京電力は株主総会で「7月に政府から1兆円の出資を受ける」とし、実質国有化決定	
	7月	30日	2030年の原発比率をめぐる政府の議論開始。「0%」「15%」「20～25%」の3案を提示	
		1日	再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度開始	
		5日	国会事故調査委員会が最終報告書を決定。「自然災害でなく人災」と断定。	
	9月	23日	政府の事故調査検証委員会が最終報告。	
		19日	野田内閣が「2030年代に原発稼働0」をめざす革新的エネルギー環境戦略の閣議決定を見送る。 原子力規制委員会が発足。	
	12月	14日	福島県伊達市と川内村の特定避難勧奨地点の指定が解除。	
16日		衆議院選で自民大勝。26日に第2次安倍内閣が発足。「規制委が厳しいルールをつくり、稼働すべきか判断する」		
2013年	1月	4日	第1原発周辺で汚染土を回収せずに川に捨てる手抜き工事が明らか。	
		30日	安倍首相、2030年代に原発ゼロ方針を「ゼロベースで見直す」と表明	
	4月	2日	政府が発送電分離を閣議決定。	
		26日	9電力、株主総会で早期稼働の方針を示す。	
	7月	8日	原発の新規制基準施行。電力4社から5原発12基の安全審査申請。	
		22日	第1原発の汚染水の海への流出を東電が認める。	
	8月	2日	原発事故による避難指示区域の再編完了。	
		28日	原子力規制委が第1原発の汚染水漏れを「レベル3(重大な異常事象)」に引き上げ。	
	9月	3日	政府が汚染水漏れ対策に国費470億円を投入する方針決定	
		7日	安倍首相が国際オリンピック委員会総会で、第1原発の汚染水漏れは、「状況はコントロールされている」と説明。	
		9日	第1原発事故をめぐる業務上過失致死傷などの疑いで告訴・告発された東電前会長ら42人を検察当局が不起訴。	
	12月	15日	大飯原発4号機が運転停止。1年2ヵ月ぶりに原発「0」に。	
20日		政府が原発事故から復興を進める新指針を決定。全員帰還の断念、実質的な除染基準緩和、東電支援強化など。		
2014年	2月	9日	都知事選で、小泉元首相が支援し原発ゼロを掲げた細川護熙元首相が落選	
		4日	福島県田村市都路地区の避難指示が解除。国による避難指示解除は初。	
	3日	建設中の大間原発をめぐる、北海道函館市が建設差し止め求め提訴		
		安倍政権がエネルギー基本計画を決定。「原子力は重要なベースロード電源」		
		「原子力は重要なベースロード電源」とする新たなエネルギー基本計画を閣議決定。基準適合の原発再稼働を明記。		
	5月	21日	第1原発の汚染水対策で「地下水バイパス」開始。	
		福井地裁が「大飯原発の安全性技術と設備は脆弱」と人格権を優先し、3、4号機の運転差し止めを命じる判決。		
	6月	11日	改正電気事業法が成立。家庭向け電力の自由化が決まる。	
		31日	東京第5検察審査会が東電元会長ら3人を「起訴相当」と判断	
	8月	30日	福島県の佐藤知事が汚染土を保管する中間貯蔵施設の受け入れ表明	
		10日	原子力規制委員会が九州電力川内原発の主要審査を終え、新規制基準を満たすとし、設計変更の許可を出した。	
	10月	11日	政府が第1原発の吉田元所長ら19人分の政府事故調の調査を公開。	
1日		福島県川内村東部の避難指示を解除。田村市都路地区に次2例目。		
11月	22日	第1原発1号機建屋カバーの解体開始。		
	5日	第1原発4号機の使用済み核燃料取り出し完了。		
2015年	1月	22日	検察審査会から「起訴相当」とされた東電元会長ら3人について、東京地裁が2度目の不起訴処分	
		4月	14日 福井地裁は、新規制基準は「穏やかにすぎ、合理性を欠く」と高浜原発の再稼働を禁じた仮処分決定を出す。	
	22日	鹿児島地裁は、川内原発1、2号機の再稼働の運転差し止めを求めた住民の仮処分の申し立てを却下した。		
		敦賀原発1号機など5基の廃炉が正式決定。		
	7月	16日	2030年度の電源構成を決定。原発は20～22%	
		8月	11日 川内原発1号機が再稼働。新基準を満たす初の再稼働で、1年11ヵ月で原発「0」終わる。	
	11月	13日	規制委は、高速増殖炉もんじゅを安全に運転する能力が日本原子力研究開発機構にはなく新たな運営主体を明示と	
		12月	24日 福井地裁は、高浜原発3、4号機の再稼働をめぐる、「安全性に欠けるとは言えない」と4月の仮処分決定を取り消した。	
	2016年	1月	29日	高浜原発3号機が再稼働。2ヵ所目
			24日	東電が炉心溶融の判断基準が社内マニュアルに継起されていたと陳謝。
		26日	高浜原発4号機が再稼働。4基目 しかし、29日トラブルで緊急停止。	
			29日	勝俣東電元会長ら3人が東京地裁に強制起訴される。
3月		9日	大津地裁が高浜原発3、4号機の運転を差し止める仮処分決定。10日に3号機が停止。	
		17日	米政府高官が米議会の公聴会で「日本の核サイクルは経済的な合理性はない」と述べる。	
4月		6日	福岡高裁宮崎支部は、川内原発の運転差し止めを求めた仮処分申し立てに「新規制基準に不合理な点はない」と棄却	
		6月	20日 規制委は運転開始から20年を超える高浜原発1、2号機が新規制基準を満たすとし、60年までの運転延長を認可した。	
8月		12日	四国電力、伊方原発3号機が再稼働	
		9月	21日 政府は、原子力関係閣僚会議を開き、もんじゅについて、年末までに廃炉を含む抜本的な見直しをすることで合意した。	